

建設教育訓練助成金（認定訓練 - 賃金助成）支給申請書 （長期訓練・短期訓練）

労働局長 殿

（公共職業安定所長経由）

建設教育訓練助成金（認定訓練 - 賃金助成）の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日）平成 年 月 日

申請者	① (フリガナ) 中小建設事業主等の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒 (電話)	③ 事業内容	イ 雇用保険適用事業所番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	(フリガナ) 代理人の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒 (電話)		ロ 業種	ハ 常用労働者 人 (人)			
	② 担当者の職名及び氏名	イ 職名	ロ 氏名	ニ 資本金・出資総額	万円			
④ 送金先	イ 取引金融機関店舗名	銀行 支店		ヘ 建設業許可番号	大臣 知事			
	ロ 預金の種類・番号	当座 普通	No.	ト 雇用管理責任者の氏名及び員数	他 人			
	ハ (フリガナ) 名義人名			本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無	有 ・ 無 (名称:)			
⑤ 実施認定訓練施設の共同・単独の区分	共同 ・ 単 独		過去3年間の不正受給の有無	有 ・ 無				
⑥ 認定訓練の種類	<input type="checkbox"/> (1: 普通職業訓練 2: 高度職業訓練 3: 指導員訓練)							

⑦ 氏名	訓練課程	訓練科目又はコース名	訓練期間又は訓練日	受講日数	A 通常賃金相当額(日額) 「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)一人あたりの賃金助成額算定書(様式第5号)」 「5」の1時間あたりの賃金助成額 × 8時間 × 訓練等支援給付金助成率の割戻率 (1円未満切上げ)	労働局・安定所処理欄			
						B 訓練等支援給付金の日額 「キャリア形成促進助成金支給決定内訳書(様式第3号の添付)」 1人あたりの賃金助成額 ÷ 受講日数 (1円未満切上げ)	「A 通常賃金相当額(日額)」と「B 訓練等支援給付金の日額」の差額	1日あたりの助成金額	助成額
1				日	円	円	円	円	円
2				日	円	円	円	円	円
3				日	円	円	円	円	円
4				日	円	円	円	円	円
計									円

※キャリア形成促進助成金支給申請に係る支給申請年月日等	
1. キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給申請年月日	平成 年 月 日(受付日)
2. キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給申請時の添付書類等の要件	<input type="checkbox"/> 確認済
3. キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給決定年月日	平成 年 月 日
4. キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)支給決定番号	第 号

※労働局・安定所処理欄	【A】労働保険料の滞納状況 [安定所] [局] (労働保険番号から確認) (滞納事業所名簿から確認)	【B】過去の不正受給の有無	【C】労働関係法令違反の有無
	●支給申請書受理年月日 平成 年 月 日		
	●支給決定年月日 平成 年 月 日	●支給決定番号	●支給決定金額 円
	備考		
労働局決裁欄	(局長) (部長・) (課長・) (補佐・) (係長・) ()		
安定所決裁欄	(所長) (部長・次長) (課長・総括) (上席・係長) (職業指導官) (担当)		

(注) 1. この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。
2. ※印欄は、記入しないで下さい。

建設教育訓練助成金（認定訓練 - 賃金助成）の支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（認定訓練 - 賃金助成）支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、中小建設事業主がその雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限られます。）に認定訓練を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った場合に、キャリア形成促進助成金訓練等支援給付金（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に限ります。以下「訓練等支援給付金」といいます。）の支給の対象となった日について支給される（認定訓練 - 賃金助成）の支給申請を行うときに所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長に提出するものです。
- (2) 前記(1)の「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。
- (3) この申請書は、原則として認定訓練を修了した日の翌日から原則として2ヶ月以内（当分の間は、最初に到来する4月1日又は10月1日のいずれか早い日から2ヵ月以内の提出であっても可）に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。また、キャリア形成促進助成金の支給申請と同時に申請することが可能です。
- ※中小建設事業主が、（認定訓練 - 経費助成）の助成金の支給申請についても行うときは、可能な限り建設教育訓練助成金（認定訓練 - 経費助成）支

給申請書（建助様式第 14 号）を一括して管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

- (4) （認定訓練 - 賃金助成）の助成金の1人1日当たりの助成金の額は、認定訓練を受けさせた日に通常支払われる賃金相当額として別に定めるところにより算定した額から、訓練等支援給付金の支給対象日数1日あたりの額を控除した額とし、訓練の種類により定める次の限度額とのいずれか低い額とします。

訓練の種類		日 額
普通職業訓練	普通課程	5,400円
	専修訓練課程	7,000円
高度職業訓練	短期課程	7,000円
	専門課程	5,400円
指導員訓練	専門短期課程	7,000円
	研修課程	7,000円

- (5) この申請書の審査に必要な、「キャリア形成促進助成金支給申請書」等の写し、「キャリア形成促進助成金支給決定通知書」の写し、その他管轄労働局長が必要と認めるものの添付は、キャリア形成促進助成金の支給申請の添付書類で足りません。
- (6) 経理事務（建設業経理事務士に係る訓練は除く。）、営業販売的な要素を持つものは、本助成金の支給対象としません。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (2) ③「事業内容」欄は次により記入して下さい。
- イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
- なお、常用労働者とは、常時使用する労働者として雇い入れられた者であり、短時間労働者、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して2ヶ月以上雇用されている者及び継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者を除く。）を除きます。
- ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請書における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責

任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。

- (3) ④「送金先」欄のロは、当座又は、普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (4) ⑤「実施認定訓練施設の共同・単独の区分」欄は、該当するものを○印で囲んで下さい。
- (5) ⑥「認定訓練の種類」欄は、□の中に該当する番号を記入して下さい。
- (6) ⑦「実施報告」欄は、次により記入して下さい。
- イ 「訓練科名又はコース名」欄は、建築科、板金科等訓練科の名称を記入して下さい。また、管理監督者課程については、第1科第2科等と訓練科の名称を記入して下さい。
- ロ 「受講日数」欄は、訓練等支援給付金の支給の対象となった日数を記入して下さい。
- ハ 「A 通常賃金相当額」の算定で、計算式の「×訓練等支援給付金助成率の割戻率」は、訓練等支援給付金で訓練内容ごとの助成率を割り戻した数値となること。（例えば、助成率「3分の1」の場合、割戻率は「3」となること。）
- (7) ※印欄は記入しないで下さい。

3 その他

- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
- イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
- ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した申請書等の写し、添付書類の原本、労働者名簿、賃金台帳及び就業規則、労働契約書又は雇入通知書の写しを支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。